大阪教育合同労働組合第32回定期大会 第1号・3号議案-修正案一覧 及び正誤表

1,修正案一覧

提案者 高校支部
かわる教育委員会交渉 Ⅱ.講師問題解決のたたかい
修正案 修正案 8 10 行日以降の実習助手を実習数員に
¹¹ P28 8行目実習助手を実習教員に
【理由】
府教委の受験案内には以下のようになっています。
《令和2年度大阪府立学校実習教員 採 用 選 考 受 験 案 内 大 阪
府教育委員会この採用選考は、大阪府立の高等学校及び支援学校に
勤務する実習教員(※)を採用するために実施するものです。(※ 「実習
提案者。高校支部
P31 1. 「日の丸・君が代」強制をめぐる状況 最終行
修正案
追 「オリンピック・皇室関連行事は延期され」に修正。 加 【理由】
国家神道に通じる宗教行事である皇室行事に税金が投入されることに関
しては、組合として元から反対していたはずです。
上
P31 2. 大阪における卒・入学式の状況の最後
修正案
追 COVID-19 により、卒・入学式の簡素化が府教委により指示されてきまし
加た。にもかかわらず、府教委は現場の混乱も顧みず、「国歌起立斉唱」に
関しては従来通り実施するよう指示してきました。このことについて、各

【執行部見解】

大会議案書の総括部分については、前年度の出来事、活動の記載となる。 19年度末はCOVID-19の影響が、卒入学式のあり方にもあったことは事実で はあるが、上記理由のため内容が不十分であった。受け入れる。 校で校長交渉や式の持ち方などの抵抗がありました。COVID-19が深刻化し、入学式では学校により違いはありましが、「国歌起立斉唱」について式次第から削除されたり、放送で流すのみになったりしました。

【理由】

友人と会えなかった寂しさを語る児童生徒の声や子どもの式に参加できなかった保護者の声は報道でも上がっていたが、君が代斉唱がなかったことについて惜しむ児童・生徒・保護者の声は寡聞にして聞かない。それを受けて、府教委が常々示してくる「あるべき姿」としての式が、上からの非常に恣意的・政治的なもので、参加者や現場の実態や必要性と何ら結びついていないことの根拠にできるのではないかということから。

提案者 高校支部

修正案4

修正箇所 第1号議案 IV. 1 安倍政権・大阪維新に対する闘い P33

原案

記載なし

【執行部見解】

議案書は、組合活動をすべて網羅できるものではなく、それを補うものとして大会宣言であったり、その他、日々の発行物などで組合の活動・意見を発信している。

修正案の趣旨については、概ね賛成するところであるが、組合全体として 十分に取り組めてはいない内容でもあり、総括としては受け入れられない

(安倍政権に対して)

2012年に出された自民党の改憲草案を見てもわかるように、9条と並んで24条がターゲットになっています。第三次安倍内閣時に出された「新第三の矢」(2015.11)の「第二の矢」は「夢を紡ぐ子育て支援(希望出生率一.八)」という少子化対策でした。学校現場に与える影響でいうと、具体的には、文科省が取り組んでいる「次世代のライフプランニング教育推進事業」があり、これは児童・生徒の自由な生き方に介入する人権侵害につながり注意が必要です。すでに大阪府の高校で、「結婚・二子出産」という条件下で人生設計を考える授業が実施されていましたが、府教委はその実態を把握していませんでした。導入させないよう府教委に働きかける必要があります。

(大阪維新に対して)

2018 年度末の大阪府議会で、大阪の公立学校で拉致問題を扱うDVD「めぐみ」の鑑賞 100%実施および人権啓発冊子「そうぞう」の配布案が出され、2019 年度初頭から、強硬に学校現場に下ろされてきました。各校では、人権委員会を中心に慎重な議論が持たれましたが、府教委からの圧力は強く、様々な形で強行されました。しかし、DVD鑑賞時に人権講演会や講話を行うことで、この強制を逆手に取る取り組みも見ら

れました。また、組合としては、「めぐみ」の内容の政治的な偏りや、 家族の描き方の無神経さ、在日生徒に対する配慮の欠如を府教委に訴え ました。

このように、日本会議と重なる拉致議連、救う会などの右翼的な勢力から学校教育への介入・圧力は強まっています。新たに導入された道徳教育では「愛国心」が導入され、外国人生徒に対する排外的な空気が学校現場で作られていることにも注意が必要です。

児童・生徒向けの配布資料をみても、民間業者の宣伝であったり、G20やオリンピックを扱った政府・行政の広報であったりと、人権や政治的中立性の観点からのチェックはまるでない状態です。これらについても注意喚起が必要です。

【理由】

大会では、1年を振り返る総括とこれからの展望という節目としての役割があったのではないでしょうか。まさに今、学校現場を取り巻く状況がどのようなものであるか、組合員から報告を受け、記録と記憶にとどめて次年度の取り組みにつなげていく必要があると考えます。

修正案 5 提案者 高校支部

修正箇所 第1号議案 V.性にかかわる一切の差別を許さず、自分らしく働ける環境づくりをめざすたたかい P34

原案

記載なし

【執行部見解】

修正案4と同様に総括としては受け入れられない。

今回のセミナーのテーマについての問題提起は、一つには、天皇を元首と した大日本帝国憲法の復活を目指す自民党が、9条と並んで24条の改憲 を目論んでいる狙いと危険性を可視化するためで、もう一つには、結成当 時から反天皇制とジェンダー平等がそれぞれ組合の柱としてあったこと を確認するためです。

組合では、90年代に、性教育、セクハラ・パワハラを含む性暴力の問題、 従軍「慰安婦」問題等を中心に、運動・理論の両面で活発な問題提起があ り、学校現場で取り組まれてきた歴史がありました。

しかし、社会状況は、90年代の後半からジェンダー平等に対するバック

ラッシュが始まり、社会的・政治的な問題としてジェンダーを扱うことを 否定的にとらえる新自由主義的な動きが主流になっていきました。その結 果、「女性」に不利な経済システムや(性)暴力的な構造が社会問題化さ れず温存され、国に利用される形で巧妙に悪化し続けている現実がありま す。そのことは、第二次安倍政権になってからの国の動きや悲惨な性暴力 事件や司法判断、統計等で明らかです。

「親学推進議員連盟」(2012 安倍が会長)が設立され、安倍内閣「少子 化対策 (2013) として学生を対象に「ライフプランニング教育」が始まり、 「男女共同参画社会基本法」(1999) は安倍内閣「女性活躍推進法」(2015) で骨抜きにされ、自民党から「家庭教育支援法案」(2016)(反対が噴出し 保留中)が出され、ジェンダー平等は危機に瀕しています。

「女性」「男性」の二元化を強化して、「道徳」の授業などを通して学校で 児童・生徒に保守的な意識を刷り込み、家庭に介入して生き方を操作しよ うとしています。

大阪の学校ではこれまで、家庭科の男女共修、混合名簿、入試における男 女比の撤廃、性教育の実践等、非常に厳しい道のりであったが実現を勝ち 取ってきたことを忘れずに、これからも毅然と差別と向き合いたい。

【理由】

まず、なぜ昨年度のセミナーのテーマが「天皇制とジェンダー平等」であ ったのかの説明が不十分だと思われるので。また、人権を侵害された当事 者からも、この社会を変えるにあたって教育が非常に重要だと度々要請さ れているので。

ジェンダー平等は、他の人権問題とも重なり合い、すべての人がかかわる 問題です。とりわけ若い世代を中心に組合員の抱える生きにくさについて 組合の中で共有し、そこから社会への発信や現場での実践につなげること を期待して、たたき台として修正案を出しました。

修正案6

修正箇所 第1号議案 X.組織強化・拡大のたたかい 6.組合と選挙とのかかわり方について

提案者 本部組合員

原案

|政党からの公認・推薦として出馬する場合は、その政党への選挙中の支援|^{16|}| 政党からの公認として出馬する場合は、その政党への選挙中の支援を組合

を組合として行うことにつながります。

【執行部見解】

修正案は「選挙休職制度」の導入に関する議論の一部についである。「選挙休職制度」の理念については理解した上で、現状の組合財政・人的事情では制度導入は不可能であるとの前提があった。整理すべき事項の一つとして組合と政党の関係について議論したものであるが、既述の前提においては、「公認」・「推薦」の違いは大きな意味を持たない。

しかしながら、原案の記載では不十分であるため、以下のように修正した

「政党からの公認・推薦として出馬する場合は、その政党への選挙中の支援を組合として行うことにつながると判断しました。」 よって、修正案は受け入れられない。

正として行うことにつながるという考えもあります。

【理由】

そもそも「公認」と「推薦」は大きく異なるものである。「公認」は、政党が自らの党の候補者として責任をもってその候補者を送り出し、党所属の議員・党員から支援を受け、選挙活動費も支給される。(しかし、党によって異なる)それに対して「推薦」は、政策・理念に共通点のある A党の候補者に対し、B党が推薦を出すというような場合を指し、推薦を出した他党から選挙活動費が A等の候補者に支給されるようなことはない。よって、専従役員の選挙休職を考える上で、候補者に対し「推薦」を出した政党まで、組合が支援したと判断することについては十分な議論が必要だと考える。

また、「その政党への選挙中の支援を組合として行うことにつながります」と断定している点は、これまで、この件について組合内で議論されたことがない(過去のことは知らないが、少なくとも私が組合に加入した2009年以降に、この議論がされたことはない)ことを踏まえれば、執行部の判断に過ぎず、別の考えを持つ者がいる可能性を排除した表現である。例えば、被選挙権を行使した従業員(この場合、専従役員)への支援と考えることも出来るし、政党への支援と従業員への支援が複合していると考えることも出来る。また、社会保険料のことを問題にするのであれば、休職中は無給、組合負担分の社会保険料も含め専従役員が支払うから選挙に出たいと言った場合も、「政党への選挙中の支援」と判断するのか疑問が残る。

これまで、教育合同がなぜ特定の政党や候補者を支持しないという方針を持つようになったのか、その経緯・理由について先輩方から十分な説明を受けたことはなく、現時点でも政党や選挙へのかかわりについて組合員らと十分な議論が行われていない段階で、全組合員の共通認識のように断定的な表現を用いることは適切ではないと考えるので修正を求める。

修正案7

提案者 高校支部

修正箇所 第1号議案 VI. 1 安倍政権・大阪維新に対する闘い。 P33 追加	
原案	修修正案
11.「多文化共生」をめざす人権教育に取り組みます	正 11.「外国にルーツがある子ども」の教育や「多文化共生」をめざす人権
	教育に取り組みます
【執行部見解】	
昨年度の修正案が反映されていなかった。原案を訂正する。	【理由】マイノリティに対する教育という視点を明確化。
	・大阪府内の日本語指導が必要な児童生徒数
	外国籍 2,275 人、日本籍 755 人(2016 年 5 月 1 日現在 文科省
	調査)
	・昨年度も同じ修正案を出し、受け入れられている。
修正案8	提案者 高校支部
修正箇所 第3号議案 VI 人間解放につながる教育運動をすすめます	
原案	追 修正案 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
記載なし。	加 17、大学入試における女性の受験者に対する差別選考の解消を求めます
【執行部見解】	
17、18、19の修正案については16の方針にすべて包括されている と判断するため、個別の方針としては今後、議論・活動を深めた上で検討	
こ	
よって、受け入れない。	
修正案 9	
修正箇所 第3号議案 VI 人間解放につながる教育運動をすすめます	
原案 なし	追 18、女性を「産む性」という属性に落とし込んで、少子化対策に組み込
【執行部見解】	加しもうとする「ライフプランニング教育」に反対します。
修正案8と同じ	【理由】後述

修正案10 提案者 高校支部 修正箇所 第3号議案 VI 人間解放につながる教育運動をすすめます 追 19、児童・生徒・教員の属性を根拠にした差別を許さず、差別解消に向 原案 なし 加けて取り組みます。 【執行部見解】 【理由】後述 修正案8と同じ 提案者 高校支部 修正案11 修正箇所 第3号議案 VI 人間解放につながる教育運動をすすめます 原案 なし 追 20、右翼団体等の学校教育に対する外圧から、児童・生徒・教員の人権 【執行部見解】 加と職場の政治的中立性を守ります。 【理由】後述 提案の趣旨は、Ⅲの7に含まれている。よって、新たな方針としては受け 入れない。 提案者 高校支部 修正案12 修正箇所 第3号議案 VI 人間解放につながる教育運動をすすめます 原案 なし 追 2 1、児童・生徒の学習権を侵害する服装頭髪違反者への帰宅指導、表現 加の自由を侵害する異装指導に反対します。 【執行部見解】 VIの9にあるとおり、組合としては「子どもの権利条約」を支持するとい う方針に含まれていると考えている。よって新たな方針としては受け入れ 【理由】修正案8~12について ない。 学校現場で行われている憲法違反、人権侵害だからです。 学校現場では人権教育がどんどん削られ、最近では、かえって帰宅指導や 制服導入などが復活し、従順で声を上げない児童・生徒・教員の育成に向 かっているようにみえる。権利意識をもって自分で考え行動でき相手の尊 厳に敬意を払うことのできる児童・生徒・教員を育てるという方向には、 残念ながら向かっていないと思われるので。

修正案13

提案者 高校支部

修正箇所 第3号議案 IV、平和・民主・平等・人権確立を目指します

原案

「共謀罪に反対します」

【執行部見解】

修正案の理由には事実誤認が含まれている。組合は「共謀」をする側とは言えるが、「共謀罪」を犯すとは言えない。「共謀」を「共謀罪」という罪に落とし込めることに反対する方針であり原案のままとする。

『共謀罪法に反対します』

【理由】

組合はむしろ「共謀罪」をする側であり、組合が反対すべきは「共謀罪」 を犯罪とする「共謀罪法」であるから。